

# 人生デッサン普及啓発事業業務委託仕様書

## 1 業務名

人生デッサン普及啓発事業業務

## 2 目的

令和7年度に実施した「効果的な結婚支援等の在り方調査研究」において、基本的な方針として「未来志向の人生デッサン」を掲げ、就職や結婚・子育てを含めた自分の人生と向き合い、未来をデッサンする（未来の下絵を描く）機会を提供し、県民が希望を叶え、人生に色づけしていくための支援を行うと定め、県の役割の一つとして、「結婚という選択肢も見据えたライフデザインの支援等を主体的に実施」と整理した。

このことを踏まえ、特にライフイベントを迎える際にライフデザインを行ったことがない割合が高い若年層（高校生、大学生、社会人）に対し、ライフデザインの支援を行う必要がある。

本事業では、若い世代がライフデザインへの知識・情報を取得した上で、就職や結婚・子育てなどライフデザイン全体を主体的に考え、ライフデザインを描くことの重要性を普及啓発することを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) ライフデザインセミナーの実施

#### ア 対象者

県内の大学生（専門学校生含む）とする。

#### イ 実施回数

2回以上（各回50名程度） ※対面開催とする。

#### ウ 内容

次の内容を踏まえたカリキュラムにすること。

- ・ ども家庭庁における「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ 議論のまとめ（最終報告）」や「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた内容とすること。
- ・ 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事といった様々なライフイベントやワーク・ライフ・バランスについて、具体的な将来像をイメージできる内容とすることし、資産形成等の内容が中心とならないようにすること。
- ・ 将来のライフイベントについての漠然とした不安を解消し、自身のライフデザインについて前向きに考えることができる内容とすること。
- ・ 様々なライフイベントに柔軟に対応できる自信がつくような内容とすること。
- ・ 特定の価値観の押し付けとせず、多様な価値観に触れる内容とすること。
- ・ 主体的にライフデザインについて考える機会となる内容とすること。
- ・ その他受講対象者に合わせた内容とすること。

#### エ その他

- ・ セミナーの受講先の開拓については、受託者において行うこととし、調整等は丁寧に行うこと。ただし、県からセミナーの受講先の指定があった場合は、原則として対応すること。なお、県から指定があり、実施したセミナーについては、上記イの実施回数に含める

ことができるものとする。

- ・案内用のチラシ等を作成の上、可能な限り多くの方に参加していただけるよう、周知すること。
- ・参加者アンケートを実施すること。内容については県と協議の上決定する。
- ・場所や講師等については、受託者が確保する（県と協議の上決定すること）とともに、セミナーに係る費用はすべて受託者の負担とする。

## (2) ライフデザインセミナー動画の作成

### ア 本数等

1本（30分程度）

### イ 内容

原則、上記（1）ウの内容と同様とする。ただし、（こども家庭庁）地域少子化対策重点推進交付金実施要領 別記2結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの第2 1（2）（ウ） a. に記載のライフデザイン支援講座の受講を満たす内容とすること（詳細は、県と協議の上決定すること）。

### ウ その他

- ・動画作成にあたっては、受託者と県の打合せを重ねたうえで、構成や内容等を検討すること（打合せの議事録を作成の上、1週間以内に提出すること）。
- ・ナレーション原稿の修正は3回程度、ナレーション・素材データの修正は3回程度とする。

## (3) 意識啓発のための講演会の実施

### ア 対象者

県内の市町村職員、高校・大学関係者等

### イ 実施回数及び時期

1回（令和8年（2026年）6～11月に開催）

※県と協議の上決定すること

### ウ 実施方法

対面開催とする。併せて、オンライン開催も行うこと。

### エ 内容

- ・自分事としてライフデザインを描く必要性や、そのために別事業で開発予定であるツール（以下「開発予定のツール」という。）を活用する有効性等を意識付けする内容とすること（県と協議の上決定すること）。
- ・講義（40分程度）及びパネルディスカッション（40分程度）形式とすること。
- ・多くの方に参加を促すため、チラシを作成（デジタル）・配布すること。
- ・受講者に対し、開発予定のツール活用の意向や、開発予定のツールに係る内容等の意見を聴取できるアンケートを実施すること（質問項目等については、県と協議の上決定すること）。

- ・ 場所や講師等（講演1名、パネルディスカッション4名程度）については、受託者が確保する（県と協議の上決定すること）とともに、講演会に係る費用はすべて受託者の負担とする。
- ・ 講演会の資料については、すべて受託者が準備すること（県と協議の上決定すること）。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2026年）2月26日（金）まで

#### 5 成果品

提出する成果品は次のとおりとし、紙媒体（2部）及び電子データで提出すること。

- (1) 報告書（概要版） ※上記3（1）、（3）の各セミナー・講演会終了後1か月以内に提出
- (2) 報告書（全体版）

上記3（1）、（3）の開催日程・会場、参加者数、セミナー内容、配布資料（レジュメ）、アンケート等、上記3（2）の内容等をまとめた報告書

- (3) 上記（2）の動画を収めたDVD等（2枚）

※受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

#### 6 その他

- (1) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- (2) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (3) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。